

## 2-2. 適正な労務費を個別の請負契約に当てはめる際の留意点

まず、労務費を見積もる際に、労務単価については、公共工事設計労務単価を下回る水準を設定しないこと、また、歩掛については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定することが必要である。これは、適正な賃金支払いに必要な原資の確保を前提として、労務費の中でも、より少ない人工・労働量で施工する努力に相当する部分については競争の対象とし、受注側における生産性向上に向けた取組を促す理念を示すものである。

見積りの際に労務単価を公共工事設計労務単価より高い水準として積み上げることが適切な場合も考えられる。高い技能を持つ技能者が施工することが必要である場合や、需給の状況等により技能者の確保に要

するコストが高い場合等においては、受注者と注文者の双方において誠実かつ適切に価格交渉を行うことが必要である。

また、本基準においては「労務費」の範囲を、公共工事設計労務単価に含まれる技能者への賃金相当分としてのみ扱っているが、一般に、企業が労働者を雇用するに当たっては、賃金以外にも、法定福利費の事業主負担分等の経費の支払いが必要となる。これらの経費については、労務費とは別途、請負契約の中で必要額が計上される必要がある。

その他の留意点については、本基準の本文や別途示す『「労務費に関する基準」の運用方針』を参考にされたい。

## 2-3. 職種分野別の労務費の基準値

実際の価格交渉等において、2-1において示す基本的な考え方に沿った適正な労

国土交通省

### 労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

- ▶ 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**
- ▶ 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
- ▶ 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もること、また、注文者がそれを尊重することが必要。**
- ※ 基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性には変わりはない。

#### 基準値のフォーマット

※ 建築工事の原則パターン

内訳	単価	数量	金額
人	0.05	30,000	1,500,000
機	0.01	25,000	250,000
合計			1,750,000

※ 労務費の計算式は「(単位施工量 × 単価) × 数量」で算出される。

#### 基準値の例

職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事 (標準)	71,472円/t	代表的な非排の作業内容： 建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場立、コンクリート打設時の合弁。 条件： 縦筋・横筋、断面3.5~4.0m程度、形状単純等。
間接工事 (標準)	5,291円/m <sup>2</sup>	代表的な非排の作業内容： 建築構造物等の合弁型枠の加工・組立、型枠点検及び保守、型枠の取外し。 条件： 普通合板型枠、ラーメン構造・地上構部、高さ3.5~4.0m程度等。

※ 職種分野に代表的な基準値（業種別）を提示。  
※ 基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合は、具体的な作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を踏まえて労務費を見積もる必要がある。

上記を含め、13職種分野99工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中15業種に対応）

図2：労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表